

平成 28 年

第 4 回市議会定例会 議案第 19 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考以外の部分中

「

法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新	1 件につき	11,000 円
---------------------------------------------------------------	--------	----------

を

」

「

法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新	1 件につき	11,000 円
法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定事業者の指定	第 1 号訪問事業に係るもの	1 件につき 21,000 円
	第 1 号通所事業に係るもの	1 件につき 28,000 円
法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定に基づく指定事業者の指定の更新	第 1 号訪問事業に係るもの	1 件につき 11,000 円
	第 1 号通所事業に係るもの	1 件につき 13,000 円

に

」

改め、同表備考に次のように加える。

4 この表において「第1号訪問事業」とは、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。

5 この表において「第1号通所事業」とは、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の規定に基づく第1号訪問事業および第1号通所事業を行う指定事業者の指定に関する事務について手数料を徴収することとするため